

SIST 06

SIST

科学技術情報流通技術基準

機 関 名 の 表 記

SIST 06 -1981

(1 9 8 7 確 認)

昭 和 56 年 3 月 31 日 制 定

科学技術情報流通技術基準検討会 審議

(科学技術振興事業団 発行)

基 準 制 定：科学技術庁 基準案策定：昭和 51 年 10 月 基準制定：昭和 56 年 3 月 確認：昭和 62 年 3 月

審 議 会：科学技術情報流通技術基準検討会（科学技術庁科学技術振興局科学技術情報課）

原 案 作 成：科学技術情報流通技術基準検討会作業部会（科学技術庁）

基 準 案 修 正：科学技術情報流通技術基準作成委員会（日本科学技術情報センター）

科学技術情報流通技術基準案修正委員会（日本科学技術情報センター）

科学技術情報流通技術基準検討会

(委員長)	大塚 明郎	ISO/TC46 国内対策専門委員会委員
	天野 善雄	(財)国際医学情報センター業務部長
	役 昌明	(財)日本特許情報センター情報システム部長
	木澤 誠	大阪大学基礎工学部教授
	染野 檀	東京工業大学工学部教授
	田村 修二	工業技術院標準部電気規格課長
	田辺 広	一橋大学附属図書館事務部長
	中井 浩	日本科学技術情報センター技術管理室長
	中村 幸雄	(社)日本ドクメンテーション協会副会長
	仲本秀四郎	日本原子力研究所技術情報部長
	長山 泰介	(財)日本医薬情報センター理事
	成岡 昌夫	名古屋大学工学部教授・名古屋大学大型計算センター長
	濱田 敏郎	慶應義塾大学文学部教授・(社)日本図書館協議会理事長
	藤原 鎮男	東京大学理学部教授・東京大学附属図書館長
	宮内 幸治	日本電信電話公社データ通信本部総括部次長
	菅原 敏夫	農林水産省農林水産技術会議事務局調査資料課長
	寺村由比子	国立国会図書館参考書誌部科学技術課長
	遠山 敦子	文部省学術国際局情報図書館課長
	丸山昭二郎	国立国会図書館収集整理部主任司書
(事務局)	科学技術庁振興局管理課情報室	

科学技術情報流通技術基準作成委員会

(委員長)	中村 幸雄	(社)日本ドクメンテーション協会副会長
	市川 幸郎	旭硝子株式会社特許部資料室長
	中井 浩	日本科学技術情報センター技術管理室長
	長山 泰介	(財)日本医薬情報センター理事
	藤原 鎮男	東京大学理学部教授・東京大学附属図書館長
(事務局)	日本科学技術情報センター技術管理室	

科学技術情報流通技術基準案修正委員会

(主 査)	佐々木俊雄	東京大学農学部図書館主任
	田村 裕三	(社)日本原子力学会
	津田 義臣	富士通㈱技術管理本部管理部技術情報課主事
	土橋 章	(社)電子通信学会編集課長
	中倉 良夫	日本科学技術情報センター情報部情報課長代理
	平沼 明子	(財)日本医薬情報センター医薬品相談室長・副作用情報グループ主任
(事務局)	日本科学技術情報センター技術管理室	

科学技術情報流通技術基準

機 関 名 の 表 記

目 次

1. 適用範囲	1
2. 用語の意味	1
3. 通 則	2
4. 日本の機関名の表記法	2
4.1 上位機関名を有する場合の表記法	2
4.1.1 官公庁関係（政府機関、公共企業体、特殊法人、地方公共団体）	2
4.1.1.1 機関内の局、部、審議会等	2
4.1.1.2 附属機関（教育機関関係は含まず）	3
4.1.2 教育機関関係（大学、短期大学、高等専門学校等）	3
4.1.2.1 学部、学科等	3
4.1.2.2 附置・附属機関（試験研究機関、病院等）	3
4.1.3 公益法人関係（医療法人、財団法人、社団法人等）	3
4.1.3.1 公益法人及びその附属機関	3
4.1.4 民間企業及びその他の機関関係	4
4.1.4.1 企業、機関内の部等	4
4.1.4.2 附属機関	4
4.2 複数機関の表記	4
4.3 機関名の略記	4
4.4 機関名の一部省略	4
4.5 地名の補記	5
5. 日本の機関名の外国語表記法	5
5.1 一般表記	5
5.2 機関名の略記及び一部省略	5
6. 外国の機関名の表記法	6
6.1 一般表記	6
6.2 地名の補記	6
6.3 機関名の省略及び略記	6
参 考 ISDS 誌名略記法リストの一部	8
解 説	9

科学技術情報流通技術基準

機関名の表記

Description of Name of Corporate Body

1. 適用範囲

この基準は、書誌参照及び二次資料の作成の際の、記述すべき書誌要素の一つである機関名の表記に関し、原則と指針を与えるものである。なお、雑誌名中における機関名の略記は、SIST 05「雑誌名の略記」によるものとする。

2. 用語の意味

この基準に用いる主な用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 一次資料 (primary source)

研究の成果を、情報生産者がはじめて記録化して発表した資料。この基準では、一次資料の参照文献リストの表記も含む。

(2) 機関名 (name of corporate body)

ある名称によって識別され、一つの実体として活動し、また活動しうる組織体の名称。

(3) 機関名の階層性 (hierarchy of name of corporate body)

機関名の構成要素に、上位機関名 (上位部局名)、下位機関名があること。

(4) 原資料 (original source)

元になった資料

(5) 省略 (omission)

機関名を構成する単語の中で、一部の単語を省くこと。

(6) 書誌参照 (bibliographic reference)

他の資料又は資料の一部を参照するとき、それを確認するための一組の書誌要素。

(7) 書誌要素 (bibliographic element)

書誌記述を構成し、それ自身で独立した最少の情報の記述単位。

(8) 団体著者 (corporate author)

資料の著作に責任ある団体あるいは機関。

関連基準・規格：	SIST 02	参考文献の書き方
	SIST 05	雑誌名の略記
	ISO 9	Documentation-Transliteration of Slavic Cyrillic characters into Latin characters
	ISO 233	Documentation-Transliteration of Arabic characters into Latin characters
	ISO 259	Documentation-Transliteration of Hebrew characters into Latin characters
	ISO 832	Documentation-Bibliographical references-Abbreviations of typical words
	ISO/R 843	International system for the transliteration of Greek characters into Latin characters
	ISO 7098	Documentation-Romanization of Chinese

(9) 頭文字 (acronym)

機関名を構成する単語の頭文字、または文字列をつづり合わせて作った語。

(10) 二次資料 (secondary source)

一次資料の利用を容易にするため、一次資料に含まれる必要部分を再編成して作成された資料。

(11) 補記 (additional entry)

原情報を補うため、必要情報をさがし求め付加すること。

(12) 翻字 (transliteration)

ある言語の文字または記号を、他の言語の文字または記号に変換すること。

(13) 略記 (abbreviation)

機関名を構成する単語の中で、全部または一部の単語を短縮すること。

3. 通則

- (1) 機関名を表記する場合は、原則として当該機関の使用する正式の名称とおりとする。
- (2) 表記する機関名は、他の機関名と同じ名称とならないよう表記しなければならない。
- (3) 同一機関は、常に同一名称で表記しなければならない。
- (4) 日本の機関名を外国語で表現する場合は、原則として当該機関が使用する正式名称とおりとする。なお、当該機関が外国語の正式名称を有しない場合は、その機関が常用する名称を表記する。
- (5) 外国の機関名を表記する場合は、原則として原資料に記述されているとおりとする。

4. 日本の機関名の表記法

4.1 上位機関名を有する場合の表記法

機関の識別にとって、上位機関の名称を示す必要があるときは、上位から下位の順に、複数のレベルにわたり機関名を表記する。

一般には、いくつかある階層の中から、効果的な二つの要素を選択して表記するが、単一要素でも識別できる場合は、一つの要素で表記してよい。

4.1.1 官庁関係（政府公機関、公共企業体、特殊法人、地方公共団体）

4.1.1.1 機関内の局・部・審議会等

機関内の局・部・審議会等は、その所属する直上の上位機関名を最大レベルとし、当該局・部・審議会等を最小レベルとする。

- 例：1. 総理府科学技術審議会
 2. <総理府>科学技術庁科学技術振興局⁽¹⁾
 3. 通商産業省アルコール事業部
 4. 東京都公害局水質保全部
 5. 北海道開発調整部
 6. 大阪府立中之島図書館司書部
 7. 水資源開発公団第一工務部

注(1)：本基準の例で示した〈〉内の文字は、省略可能な文字であることを示す。(4.4 参照)

4.1.1.2 附属機関（教育機関関係は含まず）

附属機関は、その機関の位置付けが、上位の機関名を示すことによって明確になるとき、及び識別性に欠けるときには、上位の機関名も表記する。

- 例：1. <総理府>科学技術庁航空宇宙技術研究所
 2. <通商産業省>工業技術院計量研究所
 3. 農林水産省北海道農業試験場
 4. 北海道立農業試験場
 5. 大阪府立公衆衛生研究所
 6. <日本たばこ産業株式会社>宇都宮たばこ試験場
 7. 日本たばこ産業株式会社中央研究所
 8. 国立循環器病センター
 9. 東京都立大久保病院
 10. <日本電信電話株式会社>関東通信病院

4.1.2 教育機関関係（大学，短期大学，高等専門学校等）

4.1.2.1 学部，学科等

学部，学科等は、その所属する学校名を最大レベルとし、当該学部，学科等を最小レベルとする。

- 例：1. 東北大学工学部
 2. 大阪大学理学部化学科
 3. 筑波大学電子・情報工学系
 4. 産業能率短期大学
 5. 北九州工業高等専門学校
 6. 千葉県立千葉工業高等学校

4.1.2.2 附置・附属機関（試験研究機関，病院等）

学校の附置・附属機関は、当該機関が直属する学校名を付記する。（4.4(2)参照）

- 例：1. 九州大学理学部<附属>基礎情報学研究施設
 2. 東京女子医科大学<附属>日本心臓血圧研究所
 3. 東京大学原子核研究所
 4. 名古屋大学環境医学研究所
 5. 京都大学<附属>図書館
 6. 京都大学薬学部図書館
 7. 東京医科歯科大学歯学部<附属>病院

4.1.3 公益法人関係（医療法人，財団法人，社団法人等）

4.1.3.1 公益法人及びその附属機関

法人の部等は、直属する法人名を最大レベルとし、当該部等を最小レベルとする。附属機関は当該機関が直属する上位の機関名を最大レベルとし、当該機関名を最小レベルとする。

- 例：1. <財団法人>機械振興協会技術研究所
 2. <社団法人>化学経済研究所
 3. <社団法人>中部電子工業技術センター

4. <医療法人>徳州会徳田病院
5. <国家公務員共済組合連合会>東京共済病院

4.1.4 民間企業及びその他の機関関係

4.1.4.1 企業、機関内の部等

企業、機関内の部等は、その所属する企業、機関名を最大レベルとし、当該部等を最小レベルとする。

- 例：1. 富士ゼロックス<株式会社>技術開発部
 2. 新日本製鉄<株式会社>技術本部技術企画管理部
 3. 日本キリスト者医科連盟
 4. 駐日フランス大使館情報部
 5. 本州製紙<株式会社>釧路工場
 6. 石川島播磨重工業<株式会社>呉総合事務所

4.1.4.2 附属機関

附属機関は、当該機関が直属する企業、機関名を付記する。

- 例：1. 武田薬品工業<株式会社>生物研究所
 2. 味の素<株式会社>中央研究所
 3. <株式会社>東芝中央病院
 4. 日本経済新聞社診療所

4.2 複数機関の表記

- (1) 団体著者が複数機関のときは、全機関名を表記することを原則とする。なお、表記に際して紙面の制約等を受ける場合は、先頭にある一機関名を表記し、あとは省略してもよい。
- (2) 二次資料における著者の所属機関の表記で、原資料に著者の所属機関として、複数の機関名が記されている場合は、その研究等が実際に行われた機関名を表記する。
- (3) 複数著者のおのおのが、別々の機関に属している場合は、それぞれの著者ごとに、その所属機関名を表記することを原則とする。なお、表記に際して紙面の制約を受ける場合は、その研究等が主として行われた機関名を、不明のときは先頭にある著者の所属機関名を表記し、あとは省略してもよい。

4.3 機関名の略記

- (1) 雑誌名中に現れる機関名の略記については、「SIST 05 雑誌名の略記」による。
- (2) 団体著者名及び著者の所属機関については、原則として略記してはならない。

4.4 機関名の一部省略

機関名は、次に示す(1)～(4)に従って、その一部を省略することができる。

(1) 官公庁関係の場合

- (イ) 国立の試験研究機関が、庁又は院名をもつ場合には、その上位機関である府または省名を省略することができる。

- 例：1. <総理府>科学技術庁航空宇宙技術研究所
 2. <運輸省>気象庁地磁気観測所
 3. <通商産業省>工業技術院電子技術総合研究所

- (ロ) 公共企業体、特殊法人の附属機関名は、識別性に欠けない場合に限り、法人名を省略することができる。

- 例：1. <宇宙開発事業団>種ヶ島宇宙センター
 2. <労働福祉事業団>東京労災病院
 3. <住宅・都市整備公団>住宅都市試験研究所

(2) 教育機関関係の場合

教育機関に附属する研究機関・病院等は、「附属」という語を省略することができる。

- 例：1. 大阪大学医学部<附属>病院
 2. 東京医科歯科大学歯学部<附属>病院
 3. 京都大学農学部<附属>演習林
 4. 島根大学理学部<附属>臨海実験所
 5. 九州大学工学部<附属>分析機器センター

(3) 公益法人関係（医療法人，財団法人，社団法人等）の場合

公益法人であることを示す次のような語は，識別性に欠けない場合に限り省略することができる。

(イ) 医療法人 (ロ) 学校法人 (ハ) 財団法人 (ニ) 社団法人 (ホ) 宗教法人 等

(4) 民間企業及びその他の機関関係の場合

民間企業の機関名の一部である「株式会社」，「合資会社」等の語は，識別性に欠けない限り，省略することができる。

- 例：1. <株式会社>日立製作所
 2. 三菱電機<株式会社>
 3. 株式会社工業調査会⁽²⁾

注(2)：工業調査会のみでは，識別性に欠けるため，省略できない例。

4.5 地名の補記

正式な機関名が，他の機関名との識別性に欠ける場合は，当該機関の所在地（都市名又は都道府県名）を，機関名のあとに括弧に入れて補記する。

- 例：1. 池田病院（豊中市）
 2. 創文社（神戸市）
 3. 農業協同組合連合会開発研究部（札幌市）

5. 日本の機関名の外国語表記法

5.1 一般表記

日本の機関名を外国語で表記する場合は，原則として当該機関が使用する正式の名称とおりとするが，正式の名称を有しない場合は，当該機関が常用する名称を表記する。

- | | |
|-------------|---|
| 例：1. 医学史研究会 | Studium Historiae Medicae |
| 2. 近畿精神神経学会 | Kinki Seishin Shinkei Gakkai |
| 3. 農業総合研究所 | National Research Institute of Agricultural Economics |
| 4. 国立国会図書館 | National Diet Library |
| 5. 日本極地研究会 | Nippon Polar Research Institute |

5.2 機関名の略記及び一部省略

外国語表記の日本の機関名の略記及び一部省略は，それぞれ6.3に従って行うことができる。

6. 外国の機関名の表記法

6.1 一般表記

外国の機関名を表記する場合は、原則として原資料に記載されているとおりとする。この場合、原資料に記述されている言語以外の言語に翻訳してはならない。ただし、原資料に記載されている機関名が、ラテン文字以外の文字で書かれている場合は、必要に応じて、次に示す(1)～(4)の国際規格に従ってラテン文字に翻字することができる。

- (1) ISO 9 Documentation - Transliteration of Slavic characters into Latin characters
- (2) ISO 233 Documentation - Transliteration of Arabic characters into Latin characters
- (3) ISO 259 Documentation - Transliteration of Hebrew characters into Latin characters
- (4) ISO/RB43 International system for the transliteration of Greek characters into Latin characters

6.2 地名の補記

機関名が、国名または都市名を含まない場合は、原則として当該機関の所在国名または都市名を機関名のあとに括弧に入れて補記する。なお、機関名に都市名が含まれていても、国名の識別が困難な場合は、原則として同様に補記する。

- 例：1. <The>Chemical Society (U.K.)
 2. Institut für Dokumentationswesen (Germany)
 3. National Institutes of Health (U.S.A.)
 National Institutes of Health (Tokyo)
 4. Los Alamos Scientific Laboratory (U.S.A.)

6.3 機関名の省略及び略記

機関名は、次に示す(1)～(6)に従って省略及び略記することができる。

- (1) 国際規格 (ISO 832) 及び「ISDS 誌名略記法リスト」に収録されている単語は、それぞれに示されている通りに略記することができる。(参考：ISDS 誌名略記法リストの一部及び解説 6.3 参照)

- 例：1. Chemistry→Chem.
 2. University→Univ.

- (2) 経営種別を示す語は、略記することができる。

- 例：1. and Company→and Co.,
 2. Incorporated→Inc.

- (3) 最初にある冠詞は、省略することができる。

- 例：1. <The>American Chemical Society
 2. <The>National Library of Medicine

- (4) 前置詞 (of, for) を省略しても意味が不明確にならない場合、前置詞の省略と関連する単語は、略記することができる。

- 例：1. University of California→Univ. California
 2. Department of Chemistry→Dept. Chem.

- (5) 国名及び都市名は、原則として略記しないが、その国自身で国名に略語又は頭文字を使用し、一般にそれが使用されているものは、この限りではない。

例：U.S.A. U.K. U.S.S.R. (又は翻字で S.S.S.R.)

- (6) 国際的に広く知られ、一般的に使用されている略語又は頭字語は使用してよい。

例：1. UNESCO (United Nations Educational Scientific and Cultural Organization の略)

2. Euratom (European Atomic Energy Community のこと)

3. ISO (International Organization for Standardization のこと)

4. IFLA (International Federation of Library Associations の略)

5. UN (United Nations の略)

【参考】 I S D S誌名略記法リストの一部

WORD/ROOT	ABBREVIATION	WORD/ROOT	ABBREVIATION
Aachen	n.a.	Abrechnung-	Abrechn.
Aachener	Aachen.	abrege	abr.
aanteekening-	aanteek.	abridged	abr.
aanwending	aanwend.	abridgment	abr.
aanwinsten	n.a.	Abriss	n.a.
aarbog	aarb.	abroad	n.a.
aarbok	aarb.	Abschrift	Abschr.
aardappelverwerking-	aardapplverwerk.	absolut-	absol.
aardrijkskund-	aardrijkskd.	absolyut-	absol.
aargauisch-	aargau.	absorption	absorpt.
aarlig	aarl.	Abstammung	Abstamm.
aarni-	n.a.	Abstammungsleher	Abstammunsgl.
aarsberaettelse	aarsberaett.	abstract-	abstr.
aarsberetning	aarsberet.	Abteilung-	Abt.
aarsbok	aarsb.	abtragen	abtrag.
aarsheft-	aarsh.	Abuja	n.a.
aarsskrift	aarsskr.	Abwasser	n.a.
aastaraamat	aastar.	Abwasserbehandlung-	Abwasserbehandl.
Abacus	n.a.	Abwasserkunde	Abwasserkd.
abalone	n.a.	Abwasserreinigung	Abwasserreinig.
abatement	abat.	Abwassertechni-	Abwassertech.
abbreviation	abbrev.	Abwasserverwertung	Abwasserverwert.
abdominal	abdom.	acabado	acab.
Abenteuer	Abent.	acacia	n.a.
Abeokuta	Abeok.	academi-	acad.
Abfalle	n.a.	academy	acad.
Abfallwirtschaft-	Abfallwirtsch.	acarolog-	acarol.
abgeschlossen-	abgeschlossen.	accademi-	accad.
Abhandlung	Abh.	accelerat-	accel.
Abidjan	Abidj.	acceptance	accept.
abilit-	abil.	accession-	access.
Ablauf	n.a.	accessoire	n.a.
abnormal-	abnorm.	accessory	n.a.
aboensis	abo.	acciao	n.a.
abogado	abog.	accident-	accid.
aborig-	aborig.	accion	n.a.
abortion	n.a.	acclimam-	acclim.
abrasive	abras.	acclimat-	acclim.
abraziunyj	abraz.	accomodation	accomod.
(以下省略)			

科学技術情報流通技術基準

機関名の表記 解説

I 本基準制定の経緯

この基準の原案である『書誌的情報における機関名表記に関する基準案』が策定・公表されたのが、昭和 53 年 1 月であった。その後、全国各地の関係機関を対象として実施されたアンケート調査や普及説明会等で得られた意見を踏まえ、基準案修正委員会（昭和 55 年 10 月～56 年 3 月）において、内容を細部にわたって見直した結果、制定されたのがこの基準である。

基準案のテーマとして“機関名表記の統一”が選ばれた直接の原因は、日本の機関名を欧文表記（主として英文表記）する場合、同一機関が同一に表記されていないという問題があまりにも多く、国際的情報流通の観点から、日本語での表記法を含めてなんらかの基準が必要であるとされたことであった。

このため、原案には参考および付表として、日本の機関名の欧文表記例が多く収録されていたが、これらは出来るだけ本文中に収録するよう努めた。また、外国語の略記法においては、原案が作成された項には ISO 基準として存在していた ISO 833 がその中心となっていたが、現在 ISO 833 が廃止され、これに代る ISDS 国際センターが作成・管理する「ISDS 誌名略記法リスト (ISDS List of Serial Title Word Abbreviations)」を、修正後の中心とした。

II 本基準の基本方針

書誌参照及び二次資料作成の際の、機関名表記に関する基本方針は、次の四点である。

- (1) 機関名は、当該機関の使用する正式の名称とおりに表記することを原則とし、他の機関名と同じ名称とならないこと、ならびに同一機関は常に同一名称で表記することに留意しなければならない。
- (2) 日本の機関が正式の外国語表記名称を有しない場合は、その機関が常用する名称を表記する。
- (3) 日本の機関名の略記は、原則として認めない。
- (4) 外国の機関名は、原資料に記載されている通りに表記することを原則とするが、略記する場合、ISO 4、ISO 832 及び ISDS 誌名略記法リストに従って略記する。

III 本基準の解説

1. 適用範囲

原案における基準の適用範囲は、一次資料及び二次資料作成の際に適用すると規定されていたが、一連の SIST の中心的存在である「SIST 02-1980 書誌的情報の記述」の適用範囲に準拠して、書誌参照及び二次資料作成の際に適用すると改訂した。

2. 用語の意味

既成の SIST に収録されている用語は、本基準において特有の意味を持つ用語以外はこれを省略した。また、原案と比較して収録用語数を増やすと同時に、英語訳を追加した。

科学技術情報 SIST 06-1981
流通技術基準 機関名の表記

1981 年（昭和 56 年） 3 月 第一刷発行
2002 年（平成 14 年） 3 月 第八刷発行

編集 文部科学省研究振興局情報課

〒 100-8966 東京都千代田区霞が関一丁目 3 - 2
電話 (03) 5253-4111 (代表)

発行 科学技術振興機構

〒 102-8666 東京都千代田区四番町五番地三
電話 (03) 5214-8406

SIST

**Standards for Information of
Science & Technology**

Description of Name of Corporate Body

SIST 06 -1981
(Reaffirmed 1 9 8 7)

Established 1981-03-31

Investigated by
Committee on Standards for Information of
Science & Technology
in Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

Published by
Japan Science and Technology Agency

5-3, Yonbancho,
Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Printed in Japan